

# 大阪府域及び和歌山県域における 府県の区域を越えておこなう自動車による 飲食店営業について

大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課

# 1 制度概要

「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」が決定されたことを受け、大阪府と和歌山県は、大阪府域及び和歌山県域において、いずれかで飲食店営業許可を受けた自動車の営業を認めることとした。

## (1) 運用開始時期

令和7年6月1日～ ※「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」運用開始と同時

## (2) 対象自治体（2府県10市）

大阪府域：大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、  
東大阪市

和歌山県域：和歌山県、和歌山市

## (3) 対象業種

令和7年6月1日以降に営業許可を受けた又は変更届を行った自動車による飲食店営業  
(ただし、大阪府の場合は付帯的に行う魚介類販売を除く。)

## (4) 許可件数 ※令和7年12月末時点

○自治体別	大阪府	和歌山県	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	和歌山市	合計
	132	40	115	49	13	22	32	15	5	5	15	12	455
○給水・廃水 タンク別	40L	80L	200L	合計									
	31	130	294	455									

### 【関西広域連合】

- ・「分権型社会の実現」、「関西における広域行政の展開」、「国と地方の二重行政の解消」を目的として、地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体
- ・構成団体は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4市

## 2 実施に至った背景

令和4年度から「ビジネスしやすい関西」に向け、地域における行政目的の達成と様々な事業者の利便性の向上の両立を目指し、「広域的な様式・基準の統一」に取り組んでおり、その一つとして「自動車による飲食店の営業許可基準の共通化」の検討を行った。

令和4年6月 関西広域連合委員会：自動車による飲食店営業の許可基準の統一に取り組むことが決定  
関西広域連合議会：府県の区域を越えて行う営業については、可能な地域を検討

令和5年3月 担当者会議を開催し、許可基準の共通化に向け検討を開始

令和7年3月 関西広域連合委員会：関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針が決定  
(※鳥取県は独自基準を適用)

### 【挙げた許可基準（例）】

- 手洗い設備の水栓
- 調理の工程数や品目数の考え方  
(給水・廃水タンクの容量の判定)

- 手洗い設備及び洗浄設備の兼用
- 廃棄物保管容器

など



同水準の施設基準の確保が可能

### 3 取り決めた内容

府県の区域を越えておこなう自動車による飲食店営業について、大阪府域及び和歌山県域の関係自治体（2府県10市）で協定書を締結。

#### （1）監視指導の方法

現に自動車が所在する場所を管轄する自治体の食品衛生監視員が実施する。

#### （2）違反判明時の通報体制

違反を発見した場合は、管轄する自治体は適切な指導を行うとともに、「許可自治体」に通報する。なお、通報を受けた許可自治体は、必要に応じ改善状況の確認や再発防止等の指導を行う。

#### （3）行政処分の取扱い

関係自治体の管轄する区域内において法の規定に違反する事実があった場合の行政処分は、「許可自治体」が行う。

#### （4）情報共有

自動車による飲食店営業に係る情報については、次に掲げるとおり関係自治体間で共有する。

- ・自動車による飲食店営業について、許可自治体は他の関係自治体からの求めに応じて監視指導に必要な範囲において営業者及び自動車に関する情報を提供する。  
許可自治体は営業許可の申請に際して申請者にその旨説明を行う。

☞自動車リストについて、3カ月に1回程度共有（許可証記載事項）

- ・自動車に係る食中毒の発生が疑われる情報を探知した自治体は、速やかに関係する自治体に情報を提供する。
- ・行政処分を行った場合、許可自治体は他の関係自治体あてその旨を通知する。

### 3 取り決めた内容

#### (5) 要綱等の改正

各事項及び要綱等の改正については、事前に関係自治体間で協議の上、改正内容について関係自治体の同意のもと行う。

#### (6) その他

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、関係自治体が協議の上定める。

#### 【自動車による魚介類販売業の許可の取扱い】

##### ○業種について

大阪府	飲食店営業 ※付帯的な魚介類販売を含む	—	食肉処理業
和歌山県	飲食店営業	魚介類販売業	食肉処理業

##### ○それぞれの地域で魚介類の販売をおこなう場合は、それぞれの地域で許可が必要。

例：大阪府域で自動車による飲食店営業の許可を取得した事業者が、和歌山県域で魚介類の販売をおこなう場合

→和歌山県域の自治体で、新たに魚介類販売業の許可が必要